


所管部課	市民部 市民課	部長	村上 敏彰	
件名	東大和市電話予約による住民票の写し等交付事務取扱規程の一部を改正する訓令について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則 部課機関			
1. 要旨 (1)改正の要旨 電話で予約された住民票を公民館等で交付する場合、住民票は市内交換便を利用して各施設に送付しているが、市内交換便の巡回日の変更に伴い、交付日に関する文言を修正するものである。  (2)影響及び効果 電話予約による証明書交付業務の適正化が図れる。  (3)施行日 決裁日から施行する。				
2. 経過 (現時点に至るまでの経過) 令和元年9月 文書課において審査済み				
3. 留意事項 (問題点等)				
4. 主管部処理案 (検討結果等)  庁議終了後、速やかに制定手続きを進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。